(令和6年1月29日)

① 特許出願の非公開制度

経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開制度が令和6年5月1日から施行されるようです。

(1)特定技術分野

| 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | 武器等に関係する無人航空機・自律制御等の技術 |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| 誘導武器等に関する技術 | 発射体・飛翔体に弾道に関する技術 |
| 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | 例えばレーザ兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 |
| 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 |
| 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | スクラムジェットエンジン等に関する技術 |
| 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 | 潜水船に関する技術 |
| 無人水中航走体等に関する技術 | 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの |
| 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 | 宇宙航行体の観測・追跡技術 |
| 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 | 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 |
| 通信妨害等に関する技術 | ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 |
| 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | 重水に関する技術 |
| 核爆発装置に関する技術 | ガス弾用組成物に関する技術 |
| ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 | |

(2)第一次審查

特許庁は、特定技術分野に属する発明を内閣府に送付、出願公開及び特許査定を留保

(3)第二次審査

内閣府が保全審査、保全指定する前に出願人に特許出願を維持するか意思確認

(4)保全指定(1年以内、1年ごとに延長判断)

出願の取下げ禁止(保全指定が解除されるまで取り下げることができない)

発明の実施の許可制(内閣総理大臣の許可を受けなければ実施できない)

発明内容の開示の原則禁止(正当な理由がなければ発明の内容を開示できない)

発明情報の適正管理義務(情報漏えい防止のための措置を講じなければならない)

他の事業者との発明の共有の承認制(共有するには内閣総理大臣の承認を受けなければならない)

外国への出願の禁止(保全指定が解除されるまで外国出願できない)

(5) 外国出願の制限

まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務を規定

(6)補償

発明の実施の不許可等により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償

こちら特許部

NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。 どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

3 029-228-5622

info@nippo-patent.jp